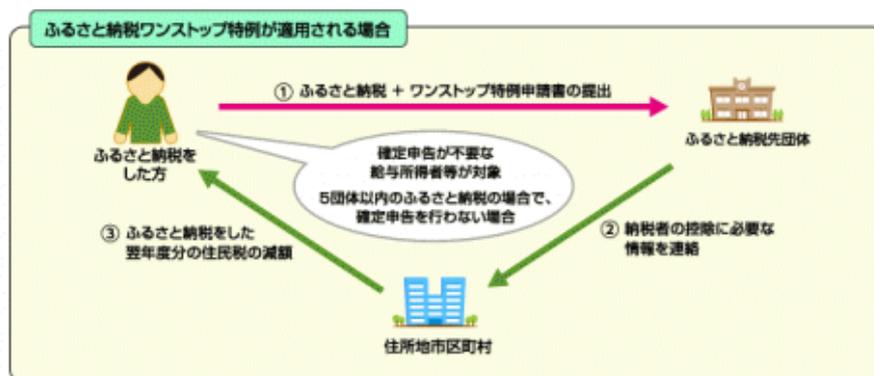


## ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用について

～ 平成 27 年 4 月 1 日、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました ～

この制度は、確定申告の必要がない給与所得者等がふるさと納税を行う場合、ふるさと納税先団体が 5 団体以内で、確定申告・住民税申告を行わない場合に限り適用されるものです。

ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書（ふるさと納税ワンストップ特例制度申請書）を提出することで、確定申告・住民税申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組みです。



### 〔 注意事項 〕

- ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される方は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度申請書」を提出してください。  
寄附受納書の送付時に「ふるさと納税ワンストップ特例制度申請書」を同封しますので、必要事項を記入・押印のうえご返送ください。
- 「ふるさと納税ワンストップ特例制度申請書」を提出された後に、申請した内容（住所、電話番号等）に変更が生じた場合は、申請をした翌年の 1 月 10 日までに「変更届出書」の提出が必要となります。
- 「ふるさと納税ワンストップ特例制度申請書」を提出いただいた後、兵庫県から「受付書」を郵送でお届けします。「受付書」は制度申請完了の証明となりますので、大切に保管してください。
- 暦年(1月～12月)のうち、5 団体を超える地方自治体に寄附を行った方は、今までどおり確定申告・住民税申告の手続きが必要となります。  
※ ふるさと納税ワンストップ特例制度は、平成 27 年 4 月 1 日以降に行うふるさと納税が対象です。平成 27 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までにふるさと納税を行っている方は、平成 27 年中のふるさと納税について控除を受けるためには、申告を行う必要があります。
- 「ふるさと納税ワンストップ特例制度申請書」を提出された後に、確定申告・住民税申告をされますとワンストップ特例制度は適用されなくなりますので、確定申告・住民税申告時に寄附金控除の申告が必要となります。

- 6 マインバー制度（社会保障・税番号制度）の導入により、平成 28 年 1 月 1 日から、「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」に個人番号の記載が必要となりました。  
これに伴い、番号確認と身元確認の 2 つの確認が必要なことから、以下の書類（原本または写し）を添付のうえ、申請をお願いいたします。

（「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」に必要な添付書類）

○番号確認に必要な書類（写しの送付をお願いします。）

個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票のいずれかの書類の写し

○身元確認に必要な書類（写しの送付をお願いします。）

個人番号カード・運転免許証・旅券のいずれかの書類の写し（お持ちでない方は、身体障害者手帳など、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等がなされ、①氏名、②生年月日または住所が確認できるもの）

※上記書類の提出が困難な場合は、担当窓口へお問い合わせください。

平成 年 月 日 殿		整理番号	
住 所		フリガナ	
		氏 名	印
		性 別	男 女
電話番号		生年月日	明・大 昭・平 . . .

申告特例申請書に記載した内容

住 所		フリガナ	
		氏 名	
		性 別	男 女
電話番号		生年月日	明・大 昭・平 . . .

(注) これまでに申告特例申請事項変更届出書を提出している場合は、当該届出書に記載した内容を記載してください。

あなたが寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出後、当該申請書に係る寄附金を支出した年の翌年1月1日までの間に当該申請書の内容（電話番号を除く。）に変更があった場合は、上記の欄に必要な事項を記載して当該申請書に係る寄附金を支出した年の翌年1月10日までに、当該申請書を提出した地方団体に提出してください。

----- (切り取らないでください。) -----

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--